

## 令和7年度 おとな文化生涯塾 実施要項

- 1 目 的 成人を対象として、気軽に文化活動を体験できる機会を創出することにより、各人が生涯にわたり心豊かに人生を楽しく送れるよう支援し、文化に親しむ層の拡大を図る。
- 2 講座部門 指導団体から申込みのあった文化・芸術に関する講座
- 3 指導団体 三条市文化団体協会加盟団体
- 4 期 間 令和7年6月～令和8年3月
- 5 会 場 三条市公民館ほか三条市公共施設
- 6 対 象 三条市内に在住し、若しくは通勤若しくは通学している者であって、満18歳以上のもの
- 7 定 員 20人程度（最少実施定員3人以上。申込多数の場合は抽選）
- 8 受講料 受講者負担とし、金額は指導団体による。
- 9 運営方法 三条市文化団体協会と三条市との共催とし、役割分担は次のとおりとする。

役 割	担 当	予 定
講座内容の企画	文化団体協会三条支部	2月～3月
会場手配	生涯学習課	
募集（会員への周知等）	文化団体協会三条支部	
募集（チラシ作成、広報さんじょう、公民館だより、ホームページ、報道機関取材依頼等）	生涯学習課	4月～5月 (広報さんじょう4月1日号を予定)
申込受付（申込者を一覧に取りまとめ、文化団体協会三条支部に提出）	生涯学習課	
指導団体との調整（生涯学習課から申込者一覧の提出を受け、指導団体に連絡）	文化団体協会三条支部	
受講者決定（受講者への連絡）	文化団体協会三条支部	5月～
会場準備	指導団体	
受講料徴収	指導団体	

### 10 費用負担

指導団体が支払う会場使用料	なし（三条市との共催のため）
三条市が指導団体に支払う謝礼金・材料費	なし（受講者負担のため）

- 11 その他 受講生が活動の成果を発表する機会を設ける。（三条市美術展、公民館芸能まつり、公民館文化祭など）
- 12 協 議 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、三条市文化団体協会及び三条市が協議の上、定める。